

## 仕 様 書

### 1 件名

令和8年度 基幹系端末更新賃貸借(長期継続契約)

### 2 契約方法

長期継続契約、かつ第三者賃貸方式

### 3 契約期間

契約締結日 から 令和13年11月30日 まで

うち、賃貸借期間 令和8年12月1日 から 令和13年11月30日 まで(60か月)

### 4 納入場所

佐伯市が指定する場所(市内中心部の1拠点)

※詳細場所は、セキュリティの観点から落札者にのみ通知する。

### 5 物件納入期限

令和8年11月30日

※納入日は借借人と協議した上で決定する。

### 6 賃貸借物件

別紙 賃貸借物件一覧のとおりとする。

なお、納入しようとする製品について、仕様が確認できるパンフレット等を提出すること。

### 7 賃貸借期間終了後の措置

(1) 賃貸借期間終了後は、借借人の指示に従い、賃貸人の負担により機器の全てを撤去すること。(「4 納入場所」からの撤去とする。)

(2) 賃貸借物件に内蔵された記憶媒体に関して、本市が指定するシステム保守業者が、データ復元ができない方法でデータ消去を実施し、賃貸人に引渡しを行うものとする。

(3) 借借人は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、賃貸人の物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。その際、ソフトウェアの使用権については、借借人が売主若しくは著作権者等に必要な手続きを取るものとする。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。

### 8 入札書に記載する金額

賃貸借料率を加味した賃貸借料月額(税抜き)を記載すること。

### 9 賃貸借料の支払方法

各月終了後の請求による月額分割払いとする。

### 10 動産総合保険の付保

契約期間中、賃貸人を契約者とする動産総合保険(ソフトウェアを除く)を付保すること。

## 11 情報セキュリティに関する要件

納入する機器は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 国内に保守サービス拠点を有すること。
- (2) 日本語による技術サポートを5年以上提供できること。
- (3) ファームウェアの更新が日本語で提供されること。

## 12 その他

- (1) 契約書は、別添 賃貸借契約書のとおりとするが、契約条項の不足部分等について、落札者と別途協議の上決定するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、落札者と別途協議の上決定するものとする。なお、不測の理由により仕様書に定める内容を満たすことができない場合も同様とする。
- (3) 物件の引渡し又は賃貸借開始前においても、納入業者及び賃貸人の承諾を得て物件を使用することができるものとする。